

北島町子どもの読書活動推進計画

平成27年3月

北島町教育委員会

はじめに

北島町教育委員会では、早くから児童・生徒の読書活動を支援・指導してきました。学校図書の実質や読書活動の推進、図書室の活用にも努めてきたところで、平成26年度学習状況調査によれば、次のような結果になっています。

問17「ふだん1日30分以上」本を読む児童生徒の割合

(小6) (町34.2% 県35.2% 全国38.2%)

(中3) (町33.7% 県30.8% 全国31.4%)

問18「学校図書室や図書館に週1回以上」行く児童生徒の割合

(小6) (町9.0% 県11.3% 全国18.7%)

(中3) (町2.6% 県4.3% 全国8.0%)

問53「読書が好き」な児童生徒の割合

(小6) (町38.4% 県43.0% 全国48.9%)

(中3) (町49.5% 県44.0% 全国45.9%)

これらの項目で、全国平均を上回ることを北島町の目標とします。

読書は子ども達が言葉を学び、考える力や創造力、表現力を育み豊かな心をも身につけていく上で欠くことのできない活動です。

近年、情報化や国際化等による社会の急激な変化に加え、多様な価値観や生き方が、子ども達にも影響を及ぼし、活字離れが懸念されるようになってきました。また、国際学習到達度調査の結果などを考慮した新学習指導要領においても、厳しい現代社会を主体的に生きていくためには基礎的・基本的な知識、技能を習得し思考力・判断力・表現力をバランスよく育むことが重要とされています。そのためには各家庭との連携を図りながら、学校においては各教科の学習において言語環境を整え、言語活動の実質が求められており、幼児期の読み聞かせ、町立図書館や学校図書室などが果たす役割はますます大きくなってきています。

この「北島町子どもの読書活動推進計画」は、各種調査結果や活動の現状を踏まえた上で、すべての子ども達が、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備の推進を計画したものです。子ども達の身近に、魅力的な読書環境が整備され、子ども達の心を育み、可能性を広げ、人生を豊かにできることの一助になれば幸いです。

最後になりましたが、子どもの読書活動を推進するための社会的機運の醸成を図り、すべての子ども達が自主的に読書活動に取り組むことができる環境の整備を関係者の皆様方と共に推進したいと心から思っています。

今後ともご支援、ご協力よろしくお願い致します。

平成27年3月

北島町教育委員会

教育長 北島孝昭

目 次

第1章 子どもの読書活動推進の基本的な考え方

1 北島町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨	1
2 計画策定の基本方針	1
3 推進計画の体系	2
4 計画の期間	2

第2章 今後の子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭における子どもの読書活動の推進	3
2 地域における子どもの読書活動の推進	
(1) 町立図書館における活動の推進	4
(2) 児童館における活動の推進	5
(3) ボランティア団体における活動の推進	5
3 学校等における子どもの読書活動の推進	
(1) 保育所(園)・幼稚園・における活動の推進	6
(2) 小学校・中学校における活動の推進	7

第3章 学校・家庭・地域の連携による子どもの読書活動の推進

1 学校・家庭・地域の連携・協力体制	8
2 「子ども読書の日」・「こども読書週間」・「読書週間」における取り組み	9

【 資料 】

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」
北島町子どもの読書活動推進計画策定委員名簿

第1章 子どもの読書活動推進の基本的な考え方

1 北島町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）です。しかし今日の情報メディアの発展・普及により、子どもたちの生活環境は、急速に変化し、「子どもの読書離れ」も指摘されています。このような状況を踏まえて、国は子どもの読書活動推進のための取り組みを進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が定められました。そして、平成20年3月には第二次基本計画が、平成25年5月には第三次基本計画がそれぞれの前計画の成果と課題を検証した上で今後施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものとして策定されています。

また、県においては、国の第一次基本計画に基づいて、平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）を策定し、平成21年3月「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）が、平成26年10月には「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）が策定されました。

本町では、法律や国・県の計画の趣旨を踏まえて、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備・社会的気運の醸成を図るため「北島町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

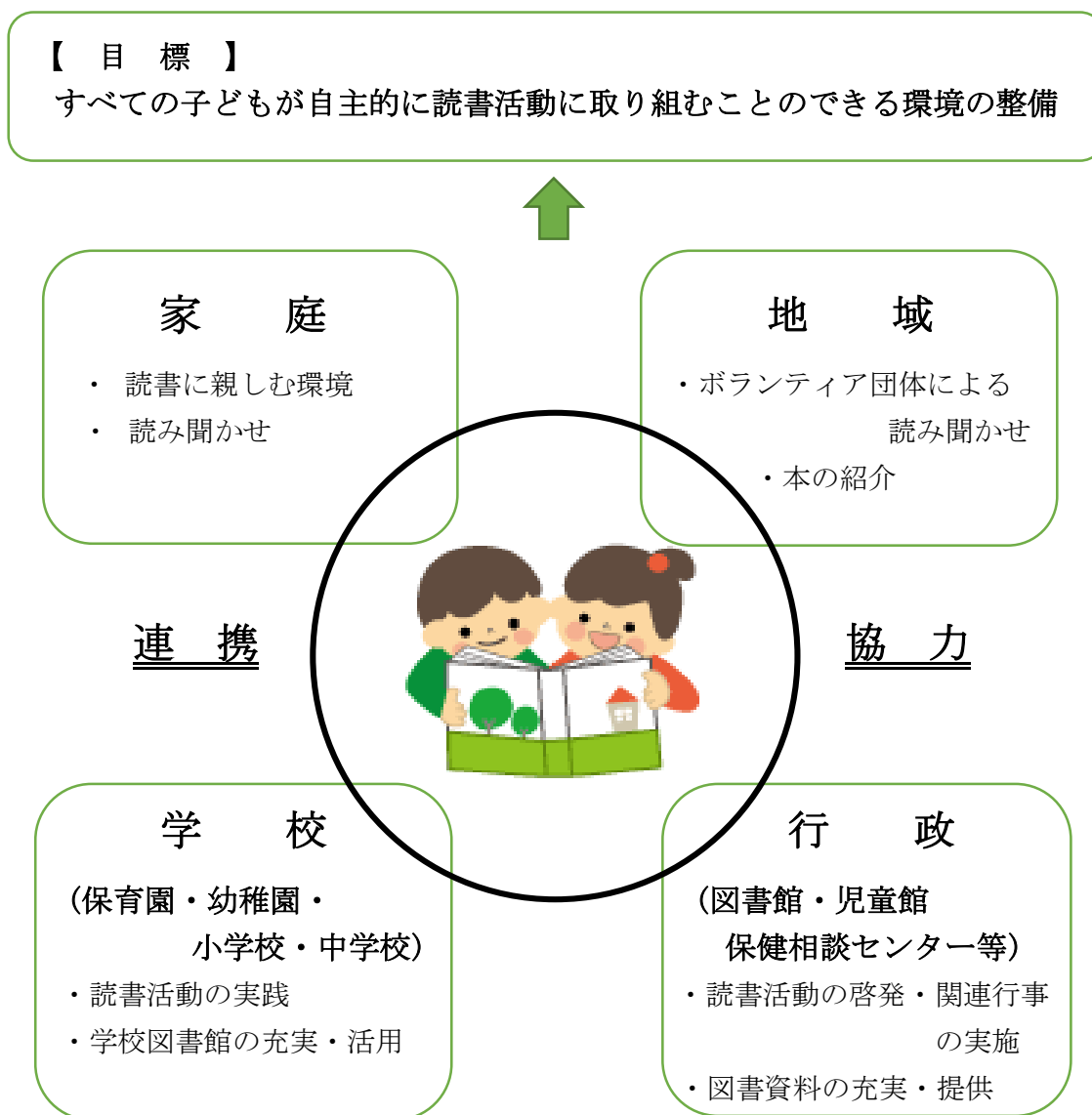
2 計画策定の基本方針

読書活動は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』第二条及び『文字・活字文化振興法』第一条「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積した知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである」とされ、読書は欠くことのできないものとされています。

今、子どもたちを取り巻く環境は、日々急速に変化しています。次世代を担う子どもたちが読書活動に取り組むことで、自らの心を育て、社会に目を向け、未来に関心を持ち、生涯にわたって自主的に生きる力をはぐくむため、家庭・地域・学校・行政の連携のもと、子どもが自ら読書活動に取り組むことのできる環境を整備することを目指します。

3 推進計画の体系

子どもの自主的な読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めるために、家庭・地域・学校・行政・図書館などの社会教育施設・ボランティア団体が連携・協力し、地域社会全体でその目標の達成を目指します。



子どもの読書活動を推進するための社会的気運の醸成

4 推進計画の期間

計画の期間は、平成26年度からおおむね5年間とします。

第2章 今後の子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもが読書に親しむための基礎づくりは、まず家庭の中で言葉にふれる体験を重ねることから始まります。乳幼児時期の周囲の大人たちからの語りかけによって言葉と出会い、絵本の読み聞かせによって本を読む楽しみや喜びを体験します。

しかしながら、近年核家族化が進む中で保護者が子どもに関わる時間が減少しており、十分に読書に親しむ環境が整っているとは言えません。また、子どもたちは趣味やスポーツ・習い事・学習塾等に費やす時間が多くなっており、ますます読書に対する関心も薄くなり、読書離れが進んでいます。

読書が子どもの成長にとってどんな意義があるのか、またどんな重要性があるのか、まず保護者自身が十分に認識・理解し、家庭において保護者と子どもがともに読書を楽しむ環境をつくるのが大切です。

【具体的な取り組み】

- 保健相談センター・図書館が連携して、^{※1}「ブックスタート」事業を推進します。
- ブックリストやリーフレット・インターネット等を通じ、読書活動推進に関する情報提供に努めます。
- 学校やPTAなど多くの関係機関に幅広く連携を働きかけ、^{※2}「家読」の普及に努めます。
- 家族ぐるみでの図書館の利用や、読書活動に関する講演会や研修会などへの参加を働きかけます。

※1 赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。

※2 「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味します。家族で本を読んでコミュニケーションを図り、「家族の絆づくり」を目的としている運動。

2 地域における子どもの読書活動

(1) 町立図書館における活動の推進

【現状と課題】

図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所です。地域の読書活動を支える拠点として、子どもたちの身近なところで読書に親しめるよう環境整備を進めています。平成24年9月に図書館システムを更新し、パソコンや携帯電話からインターネット予約ができるようになりました。また、平成24年6月からは、徳島市、石井町と連携し図書館の相互利用が可能となりサービスの向上に努めています。

図書館では、ボランティア団体の協力を得て「おはなし会」の実施や、保健相談センターへ出向いてのブックスタート事業、また保育所での「読み聞かせ」を行うなど乳幼児から読書に親しむ環境づくりにも努めています。また、学校の担当教諭との意見交換会を開催したり、学校や児童館への団体貸出しを実施するなど連携を図っています。読書活動以外でも、テーマ本展示や工作教室、映画会やポイントラリーなどの行事を開催して、親しみやすい図書館づくりに努めています。

子どもが本に興味を持ち、自主的に読書活動ができるよう、資料の充実を図るとともに、子どもたちの求めに応じられるよう職員の資質のレベルアップ、また県立図書館や他の市町村図書館との連携を強化し、利便性を高め、すべての子どもたちに配慮した図書館づくりに努める必要があります。

【具体的な取り組み】

- 継続して児童図書の情報収集・資料の充実に努め、子どもが読書に親しむ機会場の場と提供を図ります。
- 読み聞かせの実施や行事・講演会等を開催し、子どもの読書活動の充実を図るとともに、子どもの関心を高めるよう努めます。
- 保育所・幼稚園・学校・児童館の読書環境の充実のため、団体貸出しを促進します。
- 小学生対象にした「一日図書館員」の募集や社会見学の受け入れ、中学生を対象にした「職業体験」の受け入れなど、図書館への理解や読書への関心を高めます。
- 障がいのある子どもの読書推進を支援するため、点字絵本の整備や郵送貸出しのサービスを行います。
- 県立図書館や他の市町村図書館と連携し、リクエストサービス・レファレンスサービスの向上に努めます。

- 図書館職員の積極的な研修参加により、職員資質・サービスの向上に努めます。

(2) 児童館における活動の推進

【現状と課題】

本町には学習等供用施設が3館、児童館が2館設置されており、学習供用施設では、預かり保育を実施しています。利用形態は自由来館型で地域コミュニティの核にもなっており、乳幼児をつれた親子づれから小学生までが来館しています。どの学習等供用施設・児童館にも図書コーナーが設置され、子どもたちが自由に読書を楽しんでいます。また、学習等供用施設3館で放課後子ども教室が開催され、読み聞かせの教室を実施しています。さらに読書環境を整えるためにも、学習等供用施設・児童館において、図書館やボランティア団体・地域住民と連携し、日々の活動や行事など様々な機会を通じ読書活動の意義や重要性について理解を深め、促進を図っていく必要があります。

【具体的な取り組み】

- 子どもが本に親しむための図書コーナーの充実に努めます。
- 図書館での団体貸出しを利用するなど、蔵書の確保に努めます。
- ボランティア団体・地域住民等と連携し、絵本の読み聞かせなどの実施・充実に努めます。
- 児童館職員が読書活動に理解と関心を持つよう、研修を通じて意識の高揚を図ります。
- 学習等供用施設・児童館の行事を通じて、子どもやその保護者に読書の関心が高まるよう努めます。

(3) ボランティア団体における活動の推進

【現状と課題】

本町の読書に関わるボランティア団体は、平成6年の町立図書館の開館をきっかけに結成され、定期的に図書館での「おはなし会」・「読み聞かせの勉強会」の開催、また障がいをもつ子どものための「点字絵本」の製作などの活動を続けています。現在は、幼稚園・小学校での「読み聞かせ」も行っており、学校図書館の環境整備等も行うなど活発な活動の広

がりをみせています。

ボランティア団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむための様々な機会を提供する等、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与しています。

地域に根ざした活動を展開するため、ボランティア団体が自主性をもちつつ、団体相互の連携・協力を図り、子どもの読書活動推進を支援できることが期待されます。

【具体的な取り組み】

- 各幼・小・中学校において、ボランティア団体による読み聞かせやおはなし会の活性化、環境整備等へのさらなる取り組みに努めます。
- 図書館・児童館と連携し、本の読み聞かせや「おはなし会」を実施します。
- 関係機関等と連携・協力し、地域に根ざした活動を推進します。
- ボランティア団体の人員増をめざし、ボランティア活動の意義や楽しさを紹介するなど、各ボランティア団体の積極的な交流に努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所(園)・幼稚園における活動の推進

【現状と課題】

乳幼児期に絵本に親しみ、さまざまなことを想像する楽しみと出会うことは、豊かな心をはぐくみ、今後の読書活動の基礎となります。地域のボランティア団体や保護者とともに、幼児一人ひとりの実態を把握し、発達段階に応じた読書活動への理解を深め、家庭における家族ふれあい読書についての支援に努めます。

保育所(園)では、保育士による子どもの発達段階に応じた絵本の読み聞かせやおはなしが日常的に行われています。また、家庭での読み聞かせを推進し、豊かなコミュニケーションの時間を持つきっかけとなるよう保育所(園)所蔵の絵本の貸出しを行っています。

幼稚園では幼児の発達や生活に合わせ、幼稚園教諭が絵本の読み聞かせをしたり、月刊絵本を活用・配布するなどおはなしや自然・身近な生活に関わる絵本などを遊びの中に取り入れる工夫をしています。園だよりを通じての絵本の紹介や子どもが興味をもった絵本については貸出を行うなど、保護者への啓発と家庭での読書も推進しています。

【具体的な取り組み】

- 新刊絵本の購入や図書館等を有効活用し、発達段階に応じた絵本の整備や充実を図り、読書環境の改善に努めます。
- 幼児がさまざまな絵本に親しめるように、保育士・幼稚園教諭等による読み聞かせの継続はもとより、ボランティア団体との連携を図りながら、豊かな感性の育成に努めます。
- 保育所（園）・幼稚園からのお知らせ等を通じて、保護者に絵本の紹介や催しの案内を紹介するとともに、絵本のすばらしさが伝わるように積極的な保護者への啓発に努めます。
- 各種研修会等に参加し、保育士や幼稚園教諭の読み聞かせについての技術の向上を目指します。

(2) 小学校・中学校における活動の推進

【現状と課題】

教育基本法の理念を受けて、「学校教育法」第21条では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第5号）が規定され、平成20年の「学習指導要領」の改訂においては、「各教科等における言語活動の充実，学校図書館の活用等によって，学校における言語環境を整えることが必要」とされています。

小・中学校においては，国語科をはじめとする各教科等での読書活動を推進し，子どもの「思考力」・「判断力」・「表現力」の向上へとつなげていくことが求められています。

「学校基本法」・「学習指導要領」を踏まえた読書活動の充実とともに，読書活動の多様化を図るため保護者・ボランティア団体・図書館等との連携も大切です。

小・中学校においては，「朝の活動」の時間帯に読書タイムを取り入れたり，小学校ではボランティア団体による読み聞かせも行っています。また，図書室では新刊図書やおすすめの本のコーナーで図書を紹介し，子どもたちが図書に興味を持てるような取り組みも行っています。

町立図書館から定期的に図書を借りるなど，図書室の環境整備も進めています。しかし，まだまだ不十分であり，さらなる改善を検討していく必要があります。

各学校の課題として，図書室の活用のあり方や蔵書の確保・図書の紹介など，読書活動を活発に行える環境整備等の見直しが必要です。子どもたちにとって魅力的な学校図書館をつくっていくためには，保護者・

ボランティア団体・図書館等の協力が求められます。

【具体的な取り組み】

- 「朝の読書」をはじめとする全校一斉読書や読み聞かせなどの読書活動の活性化を図ります。
- 子どもたちの興味にも関心を持ち、読書に親しみがもてるよう環境整備に努めます。
- 子どもの「思考力」・「判断力」・「表現力」の向上につながる学校全体での読書活動計画や年間計画の確立を目指します。

第3章 学校・家庭・地域の連携による子どもの読書活動の推進

1 学校・家庭・地域の連携・協力体制と推進のための情報収集と提供

図書館・保健相談センター・児童館・保育所（園）・幼稚園・学校・ボランティア団体が各分野で読書活動を進める中で、連携・協力による取り組みが重要であり、子どもの読書活動を推進するためには、関係機関や団体等が一体となった推進体制の確立が求められています。

町内関係機関・団体等の連携・協力体制の整備により、読書活動の効果的な取り組みを推進します。県立図書館や町外の公立図書館・関係機関と連携することにより、多様な取り組みについての情報の収集や提供に努め全町的な読書活動を図ります。

【具体的な取り組み】

- 読書活動の重要性を各関係機関を通じて、保護者を含め、町民への啓発に努めます。
- ボランティア団体への知識・技能向上を図るため、研修会等の取り組みを推進します。
- リーフレットやホームページ等を活用して、「子どもの読書活動」の重要性についての啓発を図るとともに各種行事や推薦図書等の情報提供を行います。
- 図書館と学校等の情報交換に努めます。

2 「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」・「読書週間」における取り組み

平成14年度から設けられている「子ども読書の日」（4月23日）を中心に図書館でおはなし会や子どもの本の展示などの関連行事が実施されています。

「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）」において、子どもの読書活動への興味や関心を深めていく取り組みを進めていきます。

【具体的な取り組み】

- 「子ども読書の日」（4月23日）を中心に行事を実施します。
- 図書館・幼稚園・学校・ボランティア団体の連携をはかり、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」にポスター等の活用による広報活動を展開します。
- 学校や図書館において推薦図書の展示・紹介に努めます。

【 資 料 】

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「北島町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

所 属	氏 名
北島中学校教諭	簗手 明子
北島南小学校教諭	富永 由里
北島幼稚園主任	栗本 佐知子
北島町立保育所所長	阿木 道代
保健相談センター所長	朝野 真紀
児童館館長	柴田 恵美子
北島町立図書館協議会会長	岩佐 幸昌
おはなしワンワンくらぶ会長	勝浦 由美子
北島町教育委員会事務局長	小西 昌幸
北島町立図書館長	向井 久美子